

連携団体用

(2019年10月発行)

まちづくり活動マッチング事業

『つなぐプロジェクト』

～つながれば みんな笑顔に～

プログラムの申込から実施まで

市民活動団体

地域活動団体

自治会・老人会・こども会

学校

事業者

行政



■プログラムは市民活動センターホームページでもご覧いただけます

※随時更新中

主催
問合せ・申込

浦安市市民活動センター

〒279-8501 浦安市猫実 1-1-1 市庁舎 1階

TEL : 047-305-1721 FAX : 047-305-1722

Eメール : shiminkc@jcom.home.ne.jp

HP : <http://www.u-shimin.genki365.net/>

まちづくり活動マッチング事業

つなぐプロジェクト

～つなぐれば みんな笑顔に～



みなさんの活動を応援します！

地域をもっと元気に！

つなぐプロジェクトは

市民活動団体と地域活動団体・学校・事業者・行政をつなぐプロジェクト

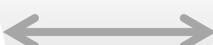
お互いの「アイデアや資源」を出し合って、まちづくりに活かしたい・・・

そんな思いからはじまりました

〇〇について講座を開催したい
活動の場を広げたい
地域とつながりたい

【市民活動団体】

- ・子育て支援
- ・高齢者支援
- ・障がい者福祉
- ・環境保全
- ・国際交流
- ・地域安全 など



協議
・
・
・
連携

歌やダンスする人 いない？
お楽しみ会を企画したい
講師を探している

【地域活動団体】

- ・自治会
- ・老人会
- ・こども会
- ・PTA

【学校】 【事業者】

【行政】 【社会福祉協議会】

事業実施



地域貢献 まちの活性化



趣 旨

市民活動は、高齢者支援・子育て支援・環境保全など地域の課題を解決するために市民が主体的に取り組む活動。多くの団体が更なる活躍の機会を求めています。

一方、自治会・老人クラブ・PTAなどの地域活動団体・学校・事業者・行政・社会福祉協議会も市民活動と連携することで、より一層、社会貢献・地域貢献の促進、まちの活性化など、活動や事業の効果を高められると考えられます。

市民活動センターでは、市民活動団体と地域活動団体や事業者などが、双方の資源を持ち寄り連携して事業や活動を行うことで、その効果を更に高め、みんなが笑顔に、もっとイキイキと暮らせるまちにすることを目指しています。

実施概要

目 的

市民活動団体と地域活動団体・学校・事業者・行政が連携し、プログラムを実施することで、団体単独で行うより更に効果的に地域課題解決あるいは改善が行われることを目的として実施します。連携することで団体相互の信頼関係が構築され、その関係は新たな事業や連携を生み出し、ますます地域活性化が促進されることも期待して行います。

市民活動団体とプログラムを実施できる団体（連携団体）

- ①市内の自治会・老人会・こども会・PTAなどの地域活動団体
- ②市内の市民活動団体
- ③市内の小学校・中学校・高等学校・大学
- ④市内の事業者（事業所、商工会、職種による組合など）
- ⑤浦安市（行政担当課、行政施設）
- ⑥社会福祉協議会

※ただし、次のいずれかに該当する団体を除きます。

- i.政治、宗教、選挙活動を行っている団体
- ii.法令等に違反する活動を行っている団体

申込から実施まで

次の手順で申込・実施してください。

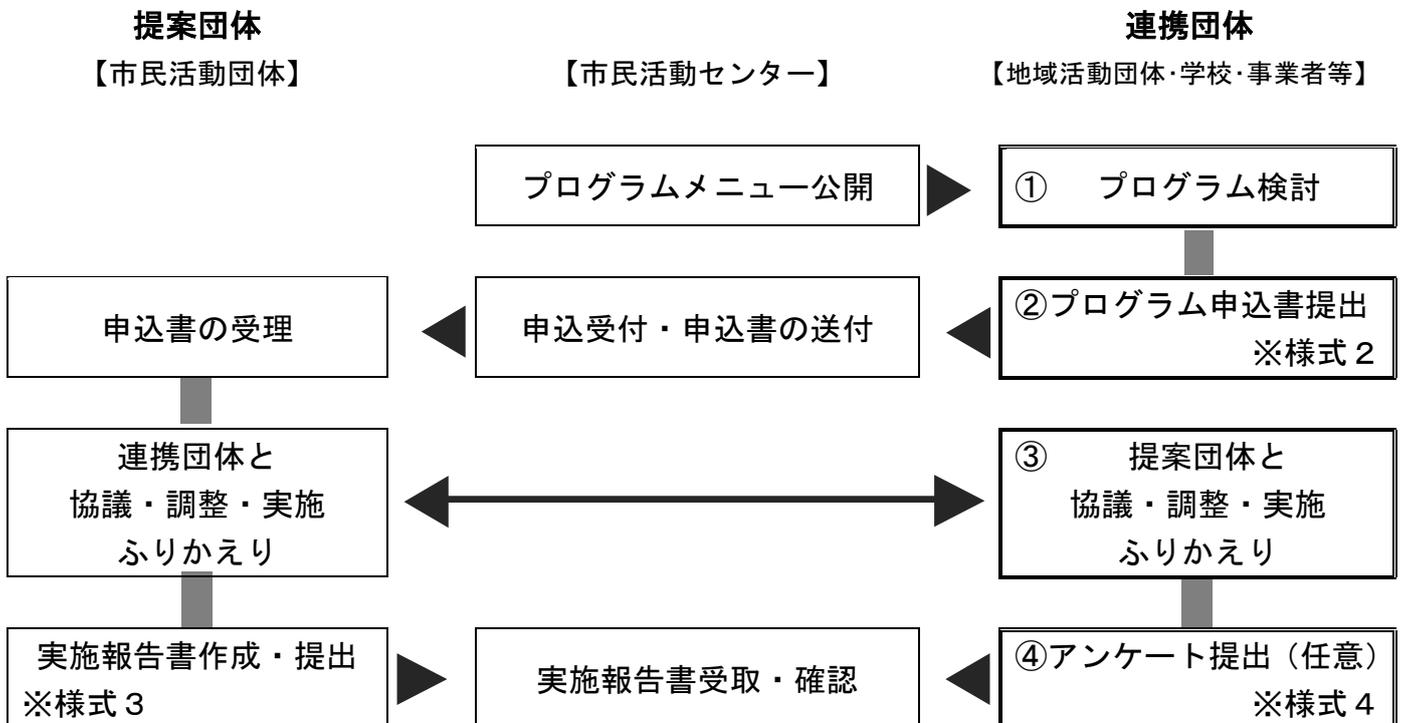
- ① 本冊子、または市民活動センター（以下センター）ホームページ「つなぐプロジェクトページ」の中から、プログラムをお選びください。
- ② プログラム申込書（様式2）に必要事項をご記入の上、センターまで直接、FAX、Eメールにてお申し込みください。

申込書は、センターから市民活動団体（以下団体）へと送られ、団体担当者は連携団体担当者に連絡します。

- ③ 団体双方で日程、内容等について話し合い、調整します。詳細が決まったら実施に向けて準備し、本番を迎えます。
※日程調整ができなかった等の理由で実施に至らなかった場合も、センターまでご連絡ください。
- ④ 終了後はアンケート（様式4）にて感想やご意見をお聞かせください。今後のつなぐプロジェクト実施に役立てます（提出は任意）。

※申込書（様式2）とアンケート（様式4）のデータが必要な方は、市民活動センターまでEメールでご連絡ください。

申込から実施までのながれ



周知方法

プログラムメニューは、市民活動センターホームページに掲載するとともに、地域活動団体・行政・学校・事業者などに配布して周知します。

禁止事項

プログラムは市民活動として行いますので、次に掲げる行為を行うことはできません。

- ① 営利活動を目的とする行為
- ② 政治、宗教、選挙活動に関する内容を目的とする行為
- ③ 活動で知り得た秘密を他に漏らす行為
- ④ その他法令に違反する行為

保 険

市民総合補償保険の対象となりますが、実費相当額以上の謝礼を受け取る場合や保育やスポーツなどてん補されない場合もありますので、実施の際には市民活動センターホームページに掲載している市民総合補償保険の内容をご確認ください。

その他

- ・プログラムは団体相互の責任及び協力のもとで行うものとします。
- ・プログラムの連絡調整は団体相互が直接行うものとします。